

令和7年3月3日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

豊後高田市長 佐々木 敏夫

市町村名 (市町村コード)	豊後高田市 (44209)	
地域名 (地域内農業集落名)	来縄地区 (上南・雲林・本名)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 6年12月16日	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・地区内で規模の大きい農業法人の承継がされたが、現在も自己管理している圃場が多い状況。
- ・今後も農業者の高齢化や新規就農者の減少による遊休農地や耕作放棄地の増加に備えるため、持続的に農地を活用し、地域の活性化を進めるために新規就農者や法人、組織の後継者の確保、育成を行う。
- ・農地中間管理機構を活用し、農地の更なる集約化を行い地区全体で農地を利用していく仕組みを作ることが課題である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

主要作物である水稻や小麦などの単収向上に取り組むとともに、地域の中心となる農業生産法人、認定農業者及び認定新規就農者地域内の農業を担う者（目標地図に位置付ける者）を中心に引き続き農地集積を図り、作業の効率化と規模拡大をめざし、耕作放棄地の増加を抑制する。また、現在中心となっている経営体も高齢化しつつあるので新規就農者の確保を進め、将来の地域後継者として育成する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	65.14 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	60.49 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

当該地域の中で農振農用地域に該当し、多面的機能支払制度や中山間直接支払交付金を活用する保全会もしくは集落協定の対象となる農用地を農業上の利用が行われる区域とする。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
地域の農地利用は、地域内の農業を担う者（目標地図に位置付ける者）である認定農業者等が担いながら、必要に応じて農地集積を進める。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
既に農地中間管理機構を活用している圃場については、今後も継続していく。 一方、未だ農地中間管理機構を活用していない圃場については活用を検討する。
(3) 基盤整備事業への取組方針
既に基盤整備が完了したため、今後、追加的な整備が必要という意向が出た場合は地域内および関係機関と検討していく。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、関係機関と協議を行い、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
一部の農作業は、JAや豊後高田市農業経営サポートセンター（ハトムギの収穫等）への委託を必要に応じて、検討していきたい。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨その他	
【選択した上記の取組方針】				
⑦水路や農道の管理について耕作者や地権者の協力のもと地区全体で取り組む体系の構築を行っていく。				